地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項及び地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の13第1項第5号によりにより次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年 11月 14日

横浜市契約事務受任者 交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

市営地下鉄湘南台駅ほか23駅点検口緊急補強業務委託

- 2 履行(納品)場所 市営地下鉄湘南台駅ほか23駅
- 3 契約日令和6年8月6日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年8月6日から令和6年10月31日まで
- 5 契約金額

¥4,477,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥407,000.-)

- 契約の相手方(名称及び所在)日本保安工業株式会社横浜市神奈川区新子安2-4-8
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

片倉町駅ホームにおいて、天井点検口蓋が落下したことから、調査を行ったところ、一部の点検口蓋について、蓋の部材の取り付けが十分でない箇所があり、列車風を受けて落下したことが判明しました。

ホーム階に設置している点検口が落下した場合、駅利用者の安全確保に重大な支障を生じさせるだけでなく、列車の運行にも支障する可能性があることから、緊急で補強業務委託を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

ホーム上で作業を行うための作業責任者認定講習を受講しており、令和6年度の高 所サイン広告枠点検及びサイン等製作・設置業務委託の受託者であることから、各液 の状況を熟知しており、早急な対応が可能であるため、上記事業者を契約の相手方と しました。

9 所管課

横浜市交通局工務部建築課